植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキヒビネ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、ミズマツバ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が68箇所存在するが、このうち28箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る40箇所についても各県の教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と九州地方の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、福岡県区間については平成11年12月１日に都市計画決定された都市計画と、大分県区間については平成11年11月30日に都市計画決定された都市計画と、車線数、ランプの形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、支障物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本地域と九州地方の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備し、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、東九州道沿線の市長等からなる東九州軸地方都市圏連携推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

福岡県豊前市役所及び同県築上郡上毛町役場

大分県中津市役所及び宇佐市役所

○国土交通省告示第千七十八号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十四年九月二十四日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１．踏切遮断機を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
伊豆箱根鉄道株式会社	駿豆線	田種寺

２．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道

事業者名	線名	踏切道名称
東京急行電鉄株式会社	池上線	池上５号

○国土交通省告示第千七十九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

三　三を次のように改める。

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　北海道札幌市中央区北三条西三丁目一番地十二

ロ　宮城県仙台市青葉区中央三丁目一番二十二号

ハ　東京都港区芝五丁目二十九番十四号

ニ　東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号

ホ　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十六番八号

ヘ　大阪府大阪市中央区今橋三丁目一番七号

ト　大阪府大阪市中央区南船場四丁目四番三号

チ　広島県広島市中区基町十三番十三号

リ　福岡県福岡市中央区天神二丁目七番二十一号

○国土交通省告示第千八十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

本則の表利率欄中「〇・九パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

○国土交通省告示第千八十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　東京都区域及び期間

イ　水路測量を実施する区域及び期間

(イ)　北緯三三度〇八分五六秒東経一三一度一三分一〇秒、北緯三三度〇八分五六秒東経一三一度五三分一〇秒、北緯三三度一三分一〇秒東経一三一度五三分一〇秒、北緯三三度一三分一〇秒東経一三一度五四分二五秒、北緯三三度一五分四八秒東経一三一度五七分四三秒、北緯三三度一五分五八秒東経一三一度〇〇分一五秒、北緯三三度一八分〇秒東経一三一度五八分〇七秒、北緯三三度一〇分一八秒東経一三一度五八分〇七秒、北緯三三度一〇分一八秒東経一三一度五八分〇七秒、北緯三三度一〇分一八秒東経一三一度五八分〇七秒、北緯三三度一〇分一八秒東経一三一度五八分〇七秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百二条の十五第二項及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第二百二十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　東京都区域及び期間

イ　水路測量を実施する区域及び期間

(イ)　北緯三三度〇八分五六秒東経一三一度一三分一〇秒、北緯三三度一三分一〇秒東経一三一度五三分一〇秒、北緯三三度一三分一〇秒東経一三一度五四分二五秒、北緯三三度一五分四八秒東経一三一度五七分四三秒、北緯三三度一五分五八秒東経一三一度〇〇分一五秒、北緯三三度一八分〇秒東経一三一度五八分〇七秒、北緯三三度一〇分一八秒東経一三一度五八分〇七秒、北緯三三度一〇分一八秒東経一三一度五八分〇七秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）